

土木使用料システム用パソコン
入札仕様書

福山市建設局土木部土木管理課

目次

1	調達件名等	1
	（1）調達件名.....	1
	（2）納入期限.....	1
2	前提条件	1
	（1）調達機器.....	1
	（2）作業内容.....	1
3	機器構成要件.....	1
	（1）機器要件.....	1
	（2）数量	1
	（3）納品場所.....	1
	（4）機器仕様.....	2
4	問合せ窓口	2
5	その他.....	2

1 調達件名等

(1) 調達件名

パソコン（土木使用料システム用）

(2) 納入期限

2025年（令和7年）7月31日（木）

機器納入日の詳細については、別途協議することとする。

2 前提条件

(1) 調達機器

パソコン（土木使用料システム用）

(2) 作業内容

- ・本調達の範囲は、機器の搬入及び調整作業とする。
- ・機器等の梱包材は、受注者が処分すること。
- ・機器納入前に十分な検査を行うこと。
なお、検収前に使用する機器に問題が生じた場合は、受注者の責任において問題を解決すること。
- ・納入場所については本市の指示に従うこと。
- ・機器の納入に関しては、納入する施設に損害を与えないよう十分注意を払うこと。その場合に生じた、事故、障害及び諸設備の破損等は、本市及び本市が指定する事業者の指示に従い、受注者が当該設備を無償にて復旧又は交換を速やかに行うこと。
- ・納入後は、OSのバージョンを最新にし、本市が指定する設定及びソフトウェアのインストール作業を速やかに行うこと。なお、詳細な設定事項については、別途協議の上、決定する。
- ・その他、問題が生じたときは、本市と協議の上、至急解決に当たること。

3 機器構成要件

(1) 機器要件

- ・全て新品で、かつ、同一機種とすること。また、応札時点の最新モデルであること。
- ・日本語に対応していること。
- ・OSは全て同一とすること。
- ・パソコン導入に係る価格は、パソコン本体、付属品、納入及び調整作業に係る価格とする。
- ・検収日から1年間はメーカーによる製品保証を有すること。

(2) 数量

6台（本庁2台、他各支所1台ずつ）

(3) 納品場所

福山市役所本庁舎10階 土木管理課、松永支所2階 松永建設産業課、
北部支所3階 北部建設産業課、神辺支所2階 神辺建設産業課、
沼隈支所3階 沼隈建設産業課

(4) 機器仕様

No.	項目	仕様
1	形状	ノート型パソコン
2	ディスプレイ	15.6 インチ 非光沢パネル カラー液晶 WUXGA(1920×1200)または FHD (1920×1080)
3	OS	Windows11 Pro
4	CPU	Intel Core i5 第12世代相当以上
5	メモリ	16GB 以上
6	ストレージ	512GB 以上
7	インタフェース	・有線 LAN 本体に RJ-45 が内蔵されており、1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応 ・USB Type-A (USB2.0 または USB3.2 準拠) 3 口以上 (USB ハブを付属させることにより同等数のポートを確保することも可) ・HDMI 出力端子 1 口 ・コンボステレオヘッドフォン/マイクジャック 1 口
8	内臓ポインティングデバイス	タッチパッド搭載
9	キーボード	日本語、JIS 標準配列、OADG 準拠配列
10	バッテリー	内蔵されていること
11	付属品	・ACアダプタ ・マウス ・リカバリーディスク
12	その他	・Office Home&Business 2024
13	本体重量	2.5Kg 以下
14	参考品	品名 FMV LiteWA1/J2 型番 FMVWJ2A153

※参考品以外で入札に参加する場合は、2025年(令和7年)5月22日(木)までに、仕様等が確認できるカタログ等(写し可)を次の担当者へ持参し、承認を得ること。承認を得ていない場合、入札に参加できない。

担当者：建設局土木部土木管理課(福山市役所本庁舎10階) 杉田

TEL：084-928-1079

4 問合せ窓口

技術担当者が駐在する本店又は支店等を福山市内に有し、本市土木管理課から使用方法など一般的な問合せへの対応を行うこと。

本市土木管理課からパソコン等の使用方法など一般的な問合せへの対応を行うこと。

本市土木管理課からパソコン等の故障等の連絡を受けた場合、翌営業日までにパソコン等の引き取りを行い、パソコン等の交換・修理等の場合のメーカー対応を代行すること。

5 その他

- (1) 受注者は、業務の遂行上、直接又は間接に知り得た全ての情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) その他、本業務において、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

以上